

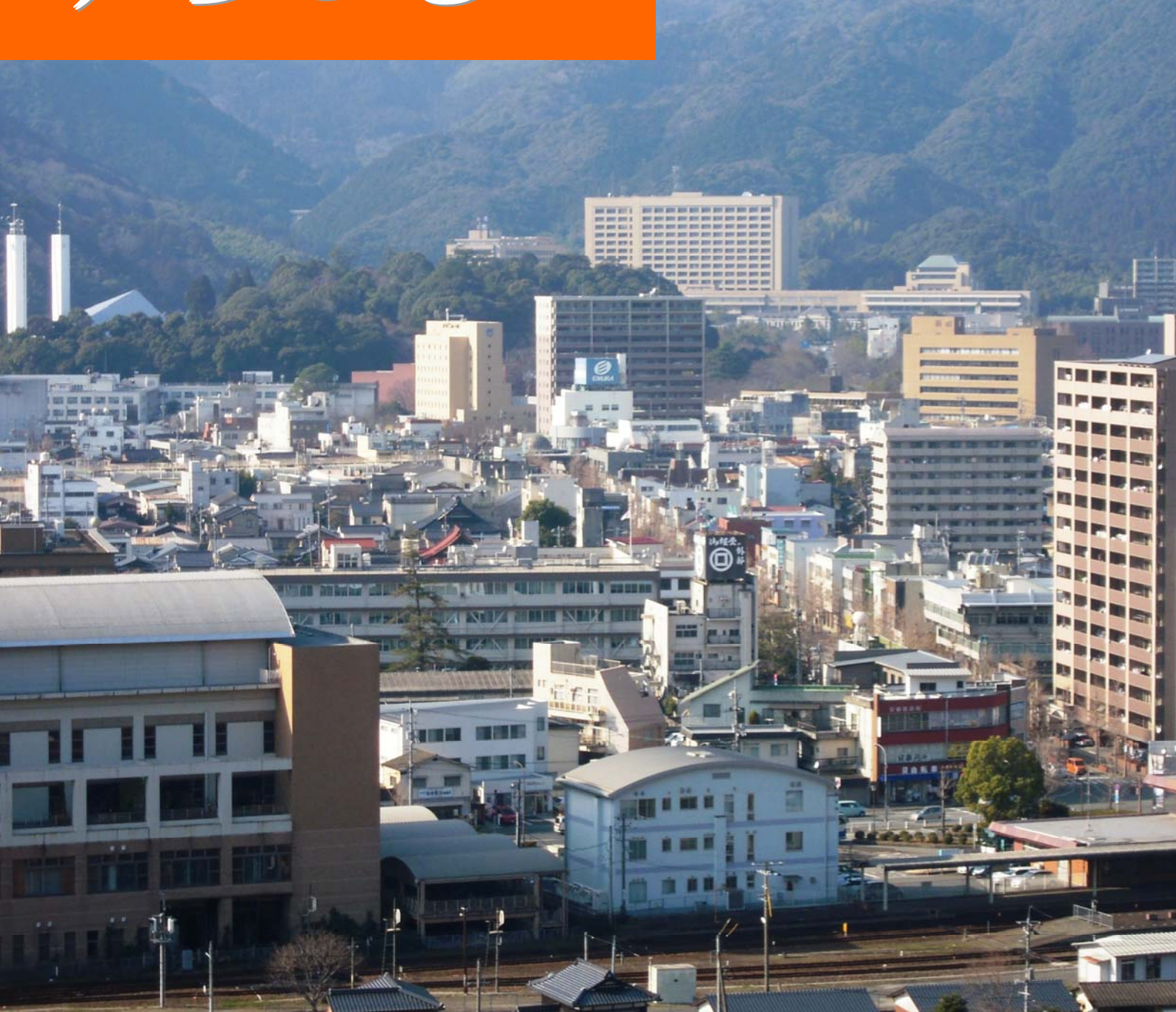
公嘱協会だより

# みちしるべ

No. **34** 2012 特別号

発行：公益社団法人

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会



## 公益社団法人移行特集

○対談：公益社団法人移行記念座談会

周南市 木村健一郎市長をお迎えして

○「社団法人」から「公益社団法人」へ

～公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事業概要～

～新たな業務受託体制～

○ここがええところ番外編：東北大震災から1年

～ごあいさつ～

## 機関誌「みちしるべ」No. 34 発刊によせて

山口県土地家屋調査士会  
会長 西本 聡 士

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の公益社団法人への移行、大変おめでとうございます。また、公益社団法人移行後はじめての新たな「みちしるべ」No.34の発刊についても、合わせて、おめでと申し上げます。

振り返りますと、3年前の公嘱協会総会開催時に、本会会長として協会の公益社団法人への移行について意見を求められて、「今は選択肢として公益法人への移行以外考えられない。」と発言したことが昨日のこのように心をよぎります。そのころの一部学者や知識人の発言が一般社団法人への移行へ傾いていた中、一般社団法人への切り替え時期をいつ助言しようかと模索していた自分を考えますと、取り越し苦労の不適切な思いであったと深く反省しています。下野理事長をはじめ役員の皆様の不退换の意思と努力に対し、絶大な賞賛をいたしたいと考えます。

さて、土地家屋調査士制度の公共性については、疑う余地もないわけですが、平成14年の土地家屋調査士法の一部改正で、報酬に関する事項が削除されて以来、我々の資格は他の法律関連職種と同様に荒海の中をさまよっています。そんな中、山口公嘱協会の公益社団法人への移行は、一筋の明るい光を見たように感じています。とはいえ、今日がスタートで、これからの事業展開に公益社団法人としての未来が懸かっています。

今回の木村健一郎周南市長との対談や、その前段の市幹部の方々との協議会の席上、また先日行われた、山口県土木建築部監理課用地補償班の方々との協議会で、官公署の方々の発言は「提案してください。我々はいつでも受け入れる用意があります。」と何度も暖かいアドバイスを受けました。より多くの情報を発信するために、足りないところを補足するこの新しい「みちしるべ」は、ますます重要なツールとなってくるのではないかと考えます。

## 機関誌「みちしるべ」No. 34 2012 特別号発刊にあたって

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
代表理事 下野 洋 二

平成20年12月1日に新しい公益法人制度が施行され、ちょうど丸3年を迎えた平成23年12月1日をもって、山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は公益社団法人へ移行することができました。このことは、私たち土地家屋調査士の業務そのものが不特定多数に対する公益性を有していることが認められ、その力を結集させた弊協会が、これからの社会において、より一層必要とされている結果であると考えます。公益認定を受けたことにより、今まで以上の責任の重さを感じております。同時に、調査士のみなさま、協会社員ひとりひとりの今までの実績、諸先輩方が残された功績が評価されたものでもあり、これからの業務においてもその功績に恥じぬよう、邁進していく決意であります。また、官公署担当者のみなさまには、設立当初から協会業務をご理解いただき、公益認定を受けるまでの団体に成長することができました。皆様方には、心より感謝いたしており、この場ではありますが御礼申し上げます。

弊協会の機関誌「みちしるべ」は、平成5年の創刊から数えて33回発刊し、官公署のみなさまに協会業務や実状などについてご紹介させて頂きましたが、およそ3年の空白期間を経て、今回は「公益社団法人特集」として、公益法人へ移行いたしました協会の概要や受託体制についてご説明させて頂くために発刊いたしました。そして、公益事業と今後の協会業務についてご教示していただくために、私たちと同じ土地家屋調査士の資格をお持ちになる周南市・木村健一郎市長にお願いいたしまして、山口県土地家屋調査士会・西本聡士会長と協会役員とを交えた対談を行い、その模様を掲載させていただきました。

今回発刊いたします機関誌「みちしるべ」を、真の公益法人として事業展開していく山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の新たな「みちしるべ」としていきたいと考えております。皆様方には、是非ともご一読頂き、これからの「公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」をみなさまの身近な存在であると感じていただくと共に、平素と変わらぬご支援を賜りたい所存です。

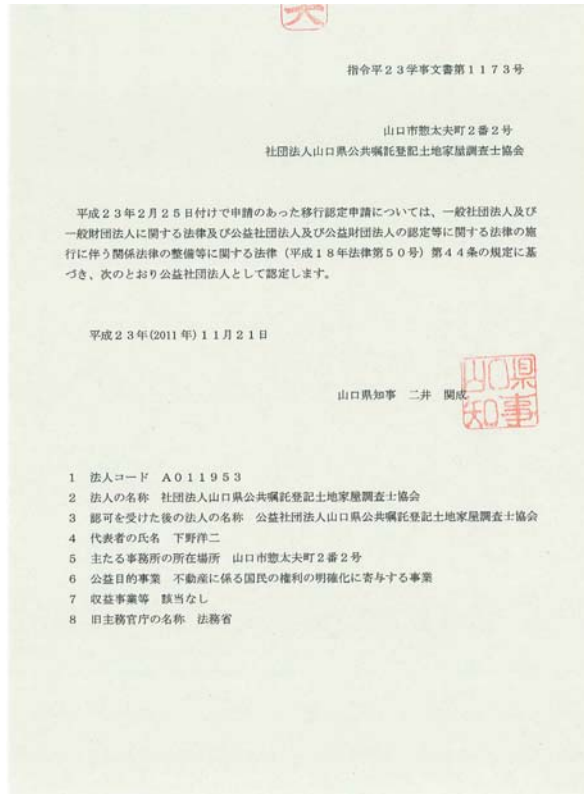


# 「社団法人」から「公益社団法人へ」

社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、山口県内に事務所を有する土地家屋調査士・土地家屋調査士法人を社員として組織化された法人であり、土地家屋調査士として必要とされる専門的知識・技能を結合し、大量に集中的に発生する特殊な登記である嘱託登記事務を組織的に、かつ適正・迅速に処理することによって、官公署等の行う公共事業が円滑・迅速に実現されることを目的として、昭和61年1月14日法務大臣の許可を得て、民法第34条による公益法人として設立されました。

これまで、官公署等が行う公共事業によって発生する不動産の表示に関する登記に必要な土地の所有者・隣接地所有者と境界立会を通じて、その財産である土地の範囲を明確にし、または、境界標識設置によって官民・民民の土地の範囲の保全をするなど、不動産に係る国民の権利を明確にし、地域社会の健全な発展に寄与して参りました。

そして、平成23年12月1日をもって「公益社団法人」として新たにスタートいたしました。私たちは、より一層、地域社会の発展に寄与していくことを誓うものであります。



山口県知事から授与された認定書

## 公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事業概要

公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第3条第1項第1号ないし第3号の規定に基づき、以下の事務を行います。

1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
2. 不動産の表示に関する登記の嘱託・申請手続の代理
3. 2について地方法務局に提出し、又は提供する書類または電磁的記録の作成
4. 1、2に掲げる事務について官公署等の担当職員や隣接地所有者等利害関係人を対象とした相談業務

これらの事務は、それぞれ単独で実施されるのではなく、公共財産等に係る境界確認、公共財産に係る嘱託登記手続き公図作成の各事業の中に内包され、一体のものとして不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するものです。

### 【具体的事例】

#### (1) 公共嘱託登記に係る受託事業

官公署等が行う社会資本（道路・水路・河川・砂防施設・海浜埋立地、公共施設建物等）の整備を目的とする公共の利益となる事業に伴う、不動産の表示に関する登記に必要な土地・家屋の調査・測量、登記の嘱託手続きの代理、登記の嘱託手続きについて法務局又は地方法務局に提出・提供する書類又は電磁的記録の作成を行うもの。

具体的な業務処理の流れ

- ①事前調査：関係官公署及び民間で保有する資料図書等の調査・分析
- ②現地調査：現地踏査・官民・民民境界立会協議・確認

- ③測量：基準点測量・地積測量・建物測量・分割測量・復元測量等
- ④成果品作成・検査：計算・製図・地積測量図・境界確定書・建物図面・不動産調査報告書・点検照査
- ⑤登記嘱託・申請書類作成：添付書類・付属書類
- ⑥登記申請・登記済受領：登記所並びに現地に出向協議・登記完了
- ⑦検査・成果品の納入：納入図書等の最終検査

## (2) 地図整備の促進等に係る受託事業

官公署等からの依頼を受けて、登記所備付地図作成事業や地籍調査事業等に係る調査、測量等を行う事業。成果として登記所に備え付けられる公図は、国土の利用、整備、保全に必須の基礎資料である。このうち、主要な作業工程である一筆地調査は、毎筆の土地について、所有者の立会を求めて、その所有者、所在、地番、地目、境界及び地積を調べる作業であり、随時必要に応じて地権者から登記や境界に関する相談に応じ、限られた作業期間内に数千点から一万点にも及ぶ筆界点の立会協議・確認を行う。

## (3) 土地境界確認、境界標埋設及び基準点設置

官公署等の依頼により、現地において不明な公物境界（公共施設及び道路河川等社会資本の境界）の調査又は測量、その他必要な書類又は電磁的記録を作成するとともに、当協会の事業目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を具現化するため、土地の所有者などの了解を得た上で、原則として全ての筆界に永続性のある境界標識（アルミプレート、コンクリート杭、金属鋲など）を埋設している。

これにより、①相隣関係の紛争が予防される。

②不動産取引において、境界確認（現地特定）等に要する時間及び経済的負担が大きく縮減される。

また、当協会が調査又は測量を実施する際、ほとんどの地域において、当該地近傍に、公共測量の基準となる基本三角点等が配置されていない。そこで当協会では、基本三角点等を補完するため、基本三角点等に準ずる精度を有する基準点（土地の表示に関する測量の基準となる点）を自主的に設置している。

前記の基準点を利用することにより、

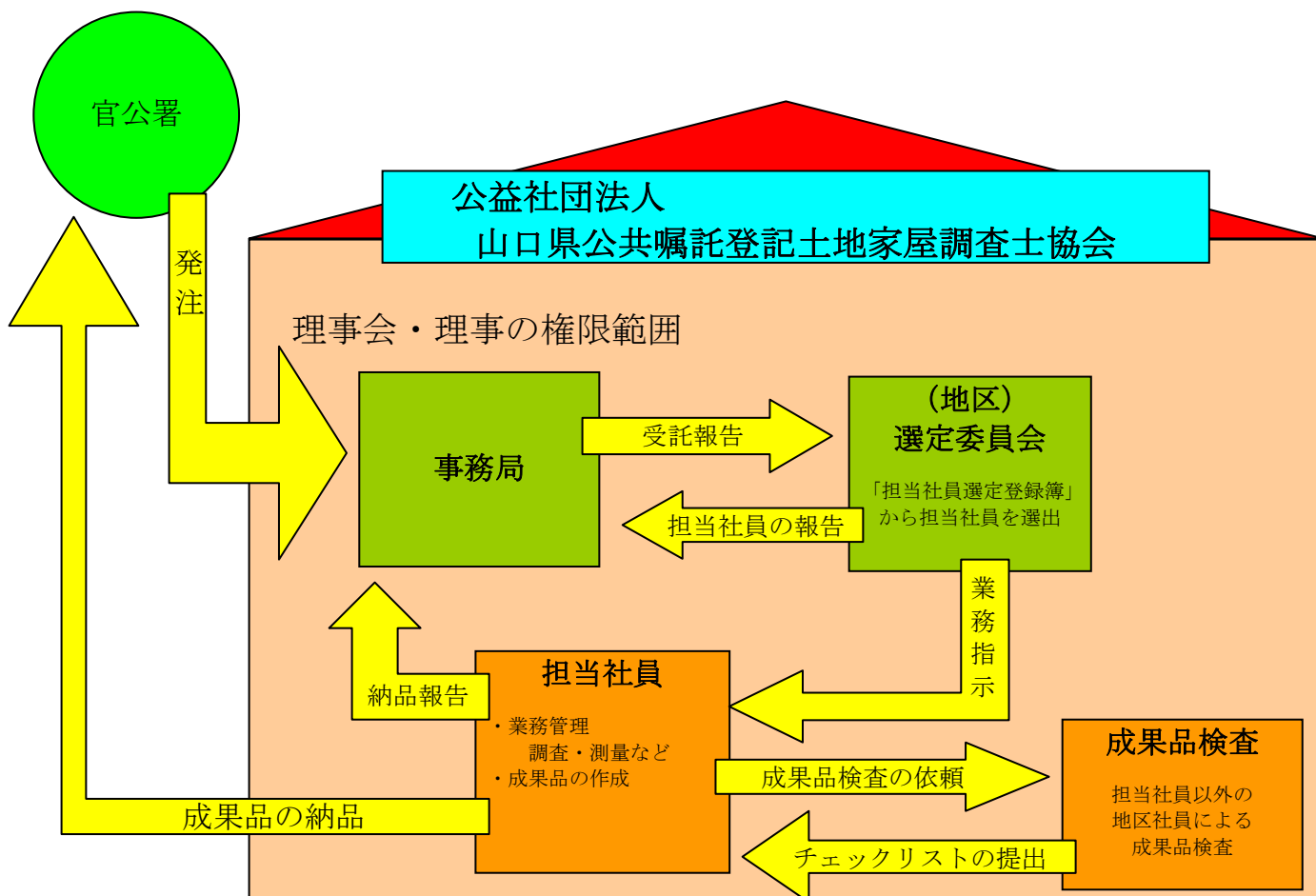
- ①広く一般に行われる（官民界、民民界全て）不動産の登記における位置の特定に費やされる時間及び経費が削減される。
- ②基準点の座標値は国家座標値に準じることから、他の国家座標値で作成された登記成果との互換性があり各種公共事業による登記事務及び広く近隣の民有地に係る登記事務が円滑化されるとともに時間及び経費が削減される。
- ③水平位置精度が高く、互換性のある登記成果が蓄積され、災害等による境界標失時の復元作業等が迅速化される。

また、当協会は、納品にあたり、成果品について協会内検査を行うとともに（品質保証）、損害賠償保険に加入しており、官公署等から損害賠償の請求があった場合に対応できる体制にあります。

## 公益社団法人移行までの経過

平成21年	3月31日	理事長諮問 第1回 新公益法人移行対策検討委員会を開催（6月10日までに5回開催）
	7月23日	新公益法人移行対策検討委員会答申
	8月29日	第24回通常総会にて 「公益社団法人への移行について承認の件」を承認
	11月13日	総務・経理・公益移行部会開催
平成22年	2月28日	社員業務研修会にて 「公益法人移行に関する現状について」の講演・報告
	8月28日	第25回通常総会にて 「新公益法人移行に伴う定款・諸規則の変更について承認の件」を承認
	12月2日	山口県に対して電子申請開始の申し込み完了
平成23年	1月25日	第1回 公益移行担当部会開催
	2月25日	第6回理事会において移行認定申請書の電子申請を行う
	3月2日	第1回 総務・経理部会開催（諸規則の変更案作成）
	3月8日	第2回 総務・経理部会開催（諸規則の変更案作成） 第1回 業務部会開催（諸規則の変更案について）
	3月23日	沖縄協会が沖縄県公益法人等審議会から公益移行不認定の答申の通知を受ける
	8月5日	岩手協会が内閣府から移行認定の答申の通知を受ける
	8月26日	第26回通常総会にて 「新公益法人移行に伴う定款（案）・諸規則（案）の変更について承認の件」を承認
	9月1日	公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（公嘱協会移行第1号）
	10月31日	山口協会 山口県より移行認定の答申の通知を受ける
	12月1日	公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（県申請協会移行第1号）

# 公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の受託体制



## 公益法人移行に伴う受託体制などの見直し・改正

当協会は、公益法人移行以前から業務処理体系の再構築に着手し、公益法人に相応しい業務遂行と品質の向上に努めています。

### ○理事会への権限の集中化

旧法人体制下においては、担当社員の決定は支所に一任する形を採っていましたが、これまでの支所を廃止、社員の集合単位を「地区」とし、理事が「地区長」に就任することによって、理事会権限を強化しました。このことは、①理事会による地区業務のチェック機能強化（品質の平準化）②理事会以上の権限発動の防止③責任所在の明確化を図ることが狙いであり、それと同時に、会計を協会事務局に一本化して経理の透明性を高めることも合わせて行うことで、協会全体のコンプライアンス意識の向上と協会業務の透明性の確保を目的としています。

### 具体的な業務処理体系の例

#### ※選定委員会

各地区に、理事である選定委員長を中心とした選定委員を任命し、委員会を開催する。社員の選定に当たっては、「担当社員選定登録簿」を参考に、今までの業務実績、所有機材、兼業職種、業務地と事務所所在地の位置関係などを吟味し、その業務に適した社員を選定する。また、官公署からの社員の指名があった場合は、その確認を行う。

#### ※成果品検査

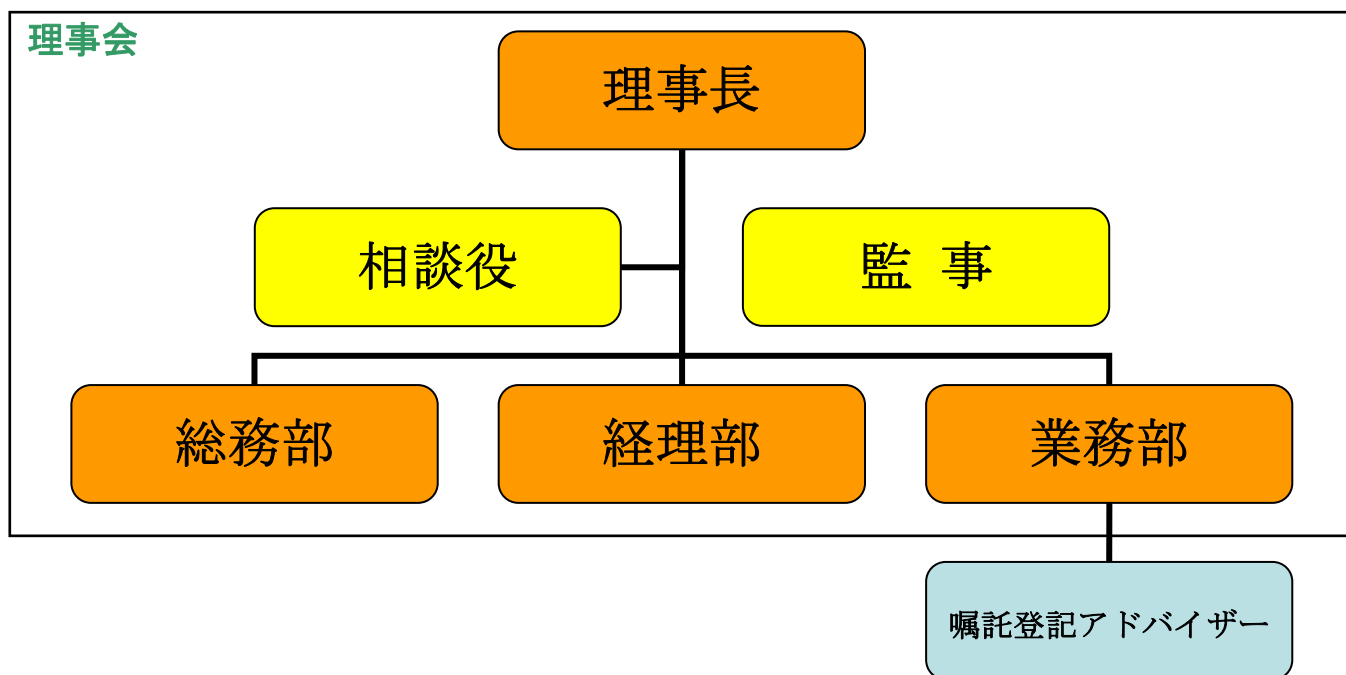
新たに「品質管理規程」を設け、検査方法、納品報告、成果品管理方法について規定した。

#### ※境界標の埋設、基準点の設置

依頼された業務処理と同時に、土地の所有者などの了承を得た上で、原則としてすべての筆界に永続性のある境界標識（アルミプレート、コンクリート杭、金属鋲）を自主的に埋設し、相隣関係の紛争の防止、将来行われる可能性のある不動産取引における時間、経費の縮減化を図る。

また、協会業務において調査・測量する際に、近傍に公共測量の基準となる基本三角点等が設置されていない事が多いため、協会独自で基本三角点に準ずる精度を有する基準点を独自に設置する。そのことにより、将来行われる可能性のある不動産登記事務等の時間、経費の縮減や、災害等で境界標が亡失した際には、復元作業の迅速化が期待できる。

## 協会の役員体制



### ○新しいしくみ「嘱託登記アドバイザー」

協会の新しいしくみとして、業務部付「嘱託登記アドバイザー」を新設致しました。

嘱託登記アドバイザーは、業務に精通した社員を各地区に1名ずつ配置し、官公署用地担当の方々などから嘱託登記に係る業務についてのご相談をお受けし、円滑に業務が遂行できるようお手伝いをさせていただきます。

また、協会がお手伝いできると思われる業務を協会内で検討し、アドバイザーを通して提案させていただきます。

### 公益社団法人第1期 役職員体制～順不同、敬称略～

(任期:平成23年12月1日～平成25年8月・第3回通常総会終了まで)

理事長	代表理事	下野 洋二	嘱託登記アドバイザー	
副理事長	総務統括	八田 廣	岩国地区	田村 直久
	経理統括	渡邊 英雅	柳井地区	東 章
	業務統括	林 弘	周南地区	宮崎 晴雄
理事	総務担当	尾崎 友浩	防府地区	阿部 次男
	総務担当	清水 浩二	山口地区	澤田 誠
	経理担当	林 俊男	萩地区	伊藤 正典
	業務担当	平井 敏生	宇部地区	松永 秀治
	業務担当	三好 一敏	下関地区	高田 吉雄
	業務担当	藤井 明彦	事務局	事務局 局長 小笠原純子
監事		竹内 重信	職員	職員 長田 良江
		高杉千河生	職員	職員 澤本 貴裕
相談役		水津久太郎	顧問	弁護士 中山 修身
			税理士	税理士 塩見 侃三
			元理事長	元理事長 乗川 良介



# 周南市 木村健一郎市長をお迎えして



左から 協会副理事長 八田 廣 (総務統括)  
 協会副理事長 渡邊 英雅 (経理統括)  
 協会経理担当理事 林 俊男 (元・公益法人移行担当特命理事)  
 協会代表理事 下野 洋二  
 周南市長 木村 健一郎 氏  
 協会顧問 乗川 良介 (初代理事長)  
 山口県土地家屋調査士会会長 西本 聡 氏  
 協会副理事長 林 弘 (業務総括)

**乗川** 協会顧問の乗川でございます。本日はお忙しい中、下野理事長ほか、協会役員の方々に、周南市まで足を運んで頂きありがとうございます。私個人と木村市長は、周南支部所属の同じ土地家屋調査士ということもあり、市長になられる前からの旧知の仲でもあります。今回は協会役員とともに、同じ「仲間」として、いろいろなお話やご意見を伺いたいと思います。

## 専門職種の活用と地籍調査について



**下野** 代表理事の下野です。遅くなりましたが、市長ご当選、おめでとうございます。この度、私たちの協会は公益法人へ移行いたしました。それを記念して、機関誌「みちしるべ」に、公益法人である

協会に対してご意見を戴ける会談を行いたいと思い、同じ土地家屋調査士である木村市長にお願いした次第であります。本日は、よろしくお願ひいたします。この会談の前に、調査士会・西本会長にご同伴を願い、協会役員と一緒に、周南市都市整備部を訪問させていただき、地籍調査に関してのお話をお伺いしました。当協会は、周南市が直接行われているE工程について以前よりご相談を頂いており、協会では何かお手

伝いできないかと考えているところです。

**西本** 調査士会からは、「専門職種の活用」ということをお願いして参りました。以前から、木村市長が言われてこられたことでもありますので、調査士と公嘱協会の活用をお願いしたところであります。

**木村** やはり、「餅は餅屋」です。「専門職種の活用」は大事なことであり、いかに各々の分野で専門家へお願いしていくかを考えなければなりません。例えば、地籍調査におけるE工程は高い専門知識が要求されますが、土地家屋調査士にとっては日常的な業務です。



**渡邊** 先日の議会でも、地籍調査について議員の方から質問が上がったとお聞きしておりますが。

**木村** そうですね。地籍調査の進捗状況についてのお尋ねであったと思います。本市の進捗率は県内の市町に比べて遅れておりますが、地籍調査の重要性は十分に認識しており、しっかりと進めてまいりたいとお答えいたしました。

**渡邊** 失礼ながら、周南市の進捗率は、県内でも2番目に低い市ですが。

**木村** 旧熊毛町は合併前に完了していますが、全体としては進んでいないと認識しています。現在、湯野地区と鹿野地区の地籍調査を実施していま

す。

**渡邊** 進捗率は面積計算なので、面積が稼げる山村部から行われる自治体が多いですね。

**木村** 少ない予算で進捗率を高めるため、他の方法で地籍調査を行えないか、思案しているところです。例えば、字をひとくくりとして、大きく押さえた上で、そこから小分けにし、多くの専門家に活躍していただけないか、など考えています。

**林俊** 都市整備部の部長さんは、周南市で地籍調査に関するモデルを独自に作成して全国に発信して行きたいと言われていました。



**林弘** 以前、訪問させて頂いた時には、現在、周南市で行われている地籍調査は2地区で行われ、E工程は3人の担当職員で実施しておられるとお聞きしました。実際には、当年分の調査とは別に前年

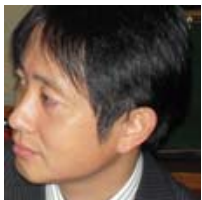
度分の調査も引き続き行っていることが多く、職員には大変な負担で、業務もなかなか円滑には遂行できないとお聞きしています。

**木村** 担当職員には大変苦勞を掛けていると思っています。現在、E工程については、コンサルタントへ委託し、現地調査は職員が立ち会っていますが、もっと効率的な方法はないか検討させています。

**八田** 私は下関市在住の調査士ですが、下関市の地籍調査の入札は全工程で行われ、調査士も私たち協会を含めて入札に参加しています。以前、協会で落札した地域では、E工程に関しては市の担当職員の方は一度も立ち会われませんでした。調査士以外で落札された地域では、毎回のように担当職員の方が立ち会われていました。

**林弘** 市職員がE工程に1年間従事する人件費と、外部にE工程を3、4ヶ月間発注する委託費とで比較すれば、コスト削減に繋がるかも知れません。

**木村** そのような考え方を提案いただき、皆さんと担当職員が「こうですよ!」「そうか!」というような感じで議論し事業を進めていくことが、私は大切だと思っています。



**八田** 愛媛県と高知県の公嘱協会が、以前、それぞれの市に対して提案書を作成して提出し、現在、地籍調査のE工程の分離発注が行われています。両協会とも、測量会社との棲み分けができていて、

公嘱協会と測量会社、お互いが喧嘩しないシステムづくりをしています。測量会社からしてみれば、煩雑なE工程をする必要がないわけですから、測量だけに専念できます。

**木村** 専門家に委ねるときは委ねるといったトップの決断が必要と思っています。また、市の事務職員は行政に関する幅広い知識はあるものの、土

地家屋調査士のような専門知識を持っていません。かといって、市が土地家屋調査士のような専門職を雇うほど余裕もありません。そのため、必要な時に民間の専門家を活用するなどの効率的な「専門家の活用」が必要だと思います。

**下野** 今回の訪問では、国土調査法第19条第5項指定や、国土調査法第10条第2項に該当する団体についてもお話させて頂きました。特に、第19条第5項指定に関しては、部長さんも関心を持たれておられ、また、協会としても研究事項となっておりますので、モデル事業として協会と試験的に実施できないか、お願いをしてみました。引き続き、都市整備部に対して提案させていただきます。

## 土地家屋調査士など士業について

**下野** 私が住んでいる下関市の中尾市長は、税理士の資格をお持ちだそうです。



**木村** 中尾市長は、ふぐの調理師免許も持っておられるんですよ。税理士の資格をお取りになったのは、下関市議会議員に当選されたからだと聞いています。実は、県議会議員の頃、中尾市長と同じ党派であったことから、彼のことはよく存じております。当時、宇部市の久保田市長と3人で会派を組んでおり、勉強会では中尾さんがふぐをさばき、久保田さんがおでんを作り、私がお酒を用意して、という感じで、それぞれが持ち寄り集まって和気あいあいとやっていました。

**下野** 木村市長は、司法書士と行政書士の資格もご持ちですが、司法書士会の会員は若い人が増えているそうですね。

**木村** 司法書士は若手が増えましたねえ。



**西本** 現在、土地家屋調査士は若い会員が少なくなってきていて、受験者数、合格者数共に年々減少してきていますし、山口会の調査士に20代の会員がいなくなりました。

**下野** 調査士の勉強は、いつから始められたのですか。

**木村** 私が土地家屋調査士の勉強を始めた時は、すでに司法書士事務所を開いておりました。まず、測量士補試験に合格してから、土地家屋調査士の資格取得を目指し、朝6時から地積測量図作成の練習をずっとやっていた。また、当時は、試験で電卓の使用が認められておらず、そろばんだけでしたが、私は、筆算で一生懸命、計算して解いていました。

**下野** 私たちのころの試験は、スピードが命でしたから、大変でしたよね。

**木村** 地積測量図といえば、周南市では、徳山港開港90周年を迎えますが、この度、徳山海土保



安部から伊能忠敬が作成した地図、明治に移行してからの海図、現在の海図の3図を周南市へ寄贈していただきました。伊能忠敬の作成した地図は、ものすごく正確に作られていることに驚かされました。

**林俊** この前、週刊誌を読んでいると「携弁」「外弁」ということが記事になっていました。「携弁」とは、携帯電話しか持っていない弁護士のことで、従来の弁護士事務所が新卒弁護士などを雇って育てるという環境では無くなったため、事務所を持たない弁護士が出てきているとのこと。

**木村** これは個人的な見解ですが、国は制度設計を間違えたと思っています。アメリカと同じように弁護士を増やすというのが司法試験制度の見直しでしたが、実はアメリカには、税理士、司法書士、土地家屋調査士などの資格はなく、すべて弁護士が行っているのです。日本では、弁護士のまわりに司法書士、土地家屋調査士などの専門職がいて、それぞれが連携をとっています。実務がわかっていない人たちが制度設計した結果、弁護士数の過剰という現状をもたらしているのだと思います。

**西本** 今話題のTPPの問題で言えば、将来、外国の弁護士が日本で土地家屋調査士業務を行うことも考えられますね。

## 周南市の産業の現状



**林俊** 話は変わりますが、先日、出光興産徳山製油所が2014年に原油処理事業から撤退するとの発表がありました。具体的にはどのような話なのでしょう。

**木村** 日本の製油供給量が過剰気味な状況であったことから、国主導により大幅なリストラ計画が策定されています。今回の出光の一件もその一環なのですが、原油からガソリンなどを精製する設備を停止するのみで、エチレン供給基地としての役割はこれからも継続されます。完全撤退ではないので、今後、新たな事業展開も期待されるのではないかと考えております。

**林俊** 周南市のお隣、光市ではシルトロニック・ジャパン光工場の完全撤退が発表され、従業員約500名の雇用が喪失される事態となっています。中国経済の台頭や近年の円高で、日本企業の経営状態が悪化していると言われていますが、これからの周南市の経済政策はどのようにされるお考えでしょうか。

**木村** まずは港が重要と考えています。今年90周年を迎える徳山下松港はバルクターミナルの指定を受け今後ますますの発展が期待されます。そして、「周南コンビナート」です。多種多様な国際規模の企業が林立し、そこには高度な専門知識と技術が集積されています。これは、市に

としては大きな財産です。コンビナートがいかに関わるか、重大な課題です。先日、トクヤマと岩谷産業が「トクヤマの水素を活用するため液化水素を製造する合弁会社」を設立されました。各企業が連携し、新しい取り組みをしようとしていることに対し、しっかり支援していくことが重要です。知恵の部分をつかむことが解決の鍵になると思います。

**林俊** 出光興産の石油精製事業からの撤退は、これから先の設備投資が行われなくなり、新たな固定資産税が入らなくなるということではないでしょうか。

**木村** これからは、新たに企業誘致を行うことなど、市長自らが積極的な営業活動を行っていかねばならないと考えています。企業の新しい取り組みへの支援、とりわけ新規分野に挑戦する企業を応援する「仕組み」を作りたいと思っています。

**林俊** 韓国は「法人税はいらぬ」「固定資産税はいらぬ」などの政策で、企業誘致を次々と行っています。

**木村** 「補助金を付けて、企業を誘致する」という考え方ではなく、一番大切なのは企業が周南市へ安心して定着できる「仕組み」づくりです。目先のことではなく、将来のことを考えた「仕組み」が大切だと考えています。

## これからの社会について

**木村** これから先、大変動の時代がやってきます。恐らく、日本も世界も大きな嵐が吹き荒れるでしょう。少々の嵐ではないと思います。

**下野** 今の若い人たちはどうか分かりませんが、私たちが若いときは、少々苦勞しても、仕事が無くても辛抱できましたが、歳を取ってくると、かなり不安になります。



**乗川** 私たちの世代は、食べられる木の実がどこにあるとか、どうすれば食べられるとかいうことは、すべてわかっていたが、私たちの後の世代は、もうわからないでしょう。私たちは、多少生活レベルを下げてでも、若い世代に分け与えて行かなくてはならないのかも知れません。

**木村** これまでは「坂の上の雲」の思想で来ていましたが、これからは「下山の思想」だと思います。山に登り、頂上に辿り着くと、次は下山するしかない。今の日本は下り道をいかに上手に下っていくか、それが問われているのだと思います。縮小社会は悪いことではありません。これからは「量」ではなく、「質」を見ていくべきだと思います。「質」に関しては、日本人は昔から得意だったはず。

**下野** 先日、来日したブータン国王のように、「大量生産」「大量消費」の社会から次第に脱却しなけ

ればならないでしょう。

**木村** 現在、資本主義は過度期を迎えて、「新しい時代が始まるんだ」という感じがします。アダム・スミスは経済学の始祖と言われていますが、実は、倫理や道徳を追究しています。彼によると、資本主義というのは「自分がよかったらいい」という考え方ではなく、「みんなの事を考えるが、己の範囲内で考える」ということなのです。現在の行き過ぎた資本主義の中で欠けている要素が「みんなのために」ということで、アダム・スミスまで遡ると、ちゃんと書いてあります。人間は「まわりのために自分が存在する」ということは無理であり、「自分もよくて、まわりもいい」というほうが自然なのです。

**下野** 「質」のお話や、アダム・スミスの考え方は「公益法人」の本質にも繋がることですね。

## おわりに

**下野** 時が経つのも早いもので予定時間を過ぎてしまいました。最後に、協会顧問の乗川先生と木村市長からお言葉を戴ければと思います。

**乗川** 念願の公益法人移行、おめでとうございます。この協会は、昭和61年に民法第34条に基づいて、法務大臣の許可を得て設立された社団法人でした。そして、今回の公益法人改革を受けて、新たに公益社団法人として生まれ変わったわけですが、今までの業務で培った経験と官公署の方々から得られた信頼を引き継いで、「温故知新」の故事を忘れずに、公益目的事業に邁進してください。

**木村** 土地家屋調査士会さんと、新たに公益法人となられた協会さんの益々のご繁栄をお祈りしております。共に市民のために頑張りましょう。

**下野** 本日は、お忙しい公務の合間を縫ってお付き合いいただき、本当に有難うございました。

## 周南市データ

平成15年4月21日 徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の合併により「周南市」となる。

○総面積：656.32平方km

(東西約37km 南北約39km：平成22年10月1日 国土地理院調べ)

○人口：149,487人(平成22年10月1日 国勢調査)

○世帯数：61,841世帯(平成22年10月1日 国勢調査)

○市の木：クスノキ 市の花：サルビア

主要施設	徳山動物園 周南市文化会館 周南市美術博物館 回天記念館(大津島) 鶴いこいの里交流センター キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター 市立図書館 晴海親水公園(日本夜景遺産に認定)	特産品 (ブランド化) イベント	徳山巨峰ワイン 「徳山ふく」「周防はも」「周南たこ」 4月 花とワインフェスティバル 5月 永源山公園つつじ祭り 7月 貴船神社夏まつり 10月 徳山のんた祭 永源山公園ゆめ風車まつり 12月 周南冬のツリーまつり
------	--	------------------------	--

## 市長プロフィール(周南市ホームページより)

### 木村健一郎(きむらけんいちろう)

昭和27年8月20日生 血液型：B型 趣味：読書・めだかの飼育

**経歴** 昭和51年3月 早稲田大学法学部卒業  
昭和56年5月 司法書士・行政書士開業  
昭和58年1月 土地家屋調査士開業  
平成元年8月 青年司法書士協議会中国地区会長  
平成2年1月 社団法人徳山青年会議所 周南合併委員会委員長  
平成7年4月 徳山商工会議所青年部会長  
平成11年5月 徳山市中学校PTA連合会会長  
平成15年4月 山口県議会議員 当選  
平成19年3月 山口県議会議員 辞職  
平成23年4月 周南市長 当選  
平成23年5月 周南市長 就任

# ここがええとこ番外編:東日本大震災から1年

平成23年3月11日に起こった東北地方東太平洋沖地震と、それに伴い未曾有の被害をもたらした、東日本大震災。その地で育まれてきた多くの命と長い歴史の中で築かれてきた財産が、瞬間的に奪われたこの大災害は、原発事故も重なり、世界中を震撼させたことは、昨日のこのように感じられる。

山口協会では、下野理事長が3月15日付で翌16日の臨時理事会開催を決定し、全理事を招集、それまでに、各理事が被災者向け支援物資の調達を行うことが指示された。臨時理事会では、当時の情報を精査して協議が行われ、支援物資を、海上自衛隊岩国航空基地と協力して被災者支援物資発送の受付を行っていた(社)岩国青年会議所に直接持ち込むこととし、理事会終了後、ただちに全理事が物資の搬入の為に岩国へ向かった。

あれから1年。今も尚、多くの被災者が元の生活に戻れない状況が続き、国の復興支援策や対応に不満の声が上がるものの、少しずつではあるが復興に向けた動きが加速しつつある。多くの建設業者などが県外から被災地へ赴き、がれき処理やインフラの再整備に力を発揮している。また、土地家屋調査士の業務では、倒壊建物の滅失登記などが、発注されていると聞いている。また、NPO法人や公益法人、ボランティアの人たちが、被災者の方々に対して、きめ細かな対応で精神的なサポートに尽力されている。行政を含めた形で、バランスを取りながら、絶え間ない支援の力が復興への大きな力となるであろう。

さて、ここでお話しさせていただくのは、音楽家の苦悩について。震災直後、会場の被災による演奏会の中止や被災地の現状などを目の当たりにし、「自分たちは今、こんなことをしているのか」との思いから、演奏活動を休止する演奏家までいるとされる。

仙台フィルハーモニー管弦楽団の正指揮者・山下一史氏は、仙台市内でリハーサル直前に被災し、リハーサルと本番は中止。仙台フィルの楽団員、事務局員は全員無事だったが、6月末まで活動は休止することになった。山下氏は、「震災で受けた大きく深い傷が少しでも回復する兆しが見え、人々から求められる時が来るまで待つべきだと思っている」(日本経済新聞 2011.3.22)と活動に消極的だった。しかし、3月24日、震災前から予定されていた大阪でのコンサートで指揮し、公演終了後、会場ロビーで自ら義捐金箱をもって寄附のお願いをしていた時、一人の女性に声を掛けられた。「今度は私たちが支援する番です。」阪神大震災の被災者からだった。また、仙台フィルの活動再開後、仙台フィルの石川県での演奏会で、公演終了後の拍手が鳴りやまず、励ましの声までが場内から上がったという。数年前に能登半島地震で被災された方々からの激励に、楽団員と涙したと山下氏は言っている。今では「当たり前指揮ができる喜び」をもって、活動しつつけている。(中国新聞 2012.3.1)

日本国内はもとより、世界規模で復興支援コンサートが開かれている。今や世界を代表する人気指揮者の一人である佐渡裕氏は、2004年から現在まで、阪神大震災の復興のシンボ

ルとされる「兵庫県芸術文化センター」と、そのホール専属「兵庫県立芸術文化センター管弦楽団」の音楽監督としても精力的に活動している。

その彼の元に、ドイツのデュッセルドルフ・シンフォニカとケルン放送交響楽団の合同による演奏会のオファーが入る。演奏会は3月26日。震災から2週間という短い準備期間ではあったが、日本のために何かメッセージを送りたいという熱意により、この演奏会が実現した。演奏曲目は、ベートーヴェン交響曲第9番「合唱付」。通常、この曲は「歓喜の歌」として演奏されるが、歌詞中「すべての人はみな友である」とあること、佐渡氏の「追悼演奏ではなく、勇気と希望をあたえる演奏会にしたい」との要望から選ばれ、本番当日は多くのデュッセルドルフ市民が会場に駆けつけた。佐渡氏も苦悩した指揮者のひとりであり、テレビの番組中でも「震災直後は、音楽家が非力であることを痛感した」と語っている。

震災当日、日本に滞在していた外国人指揮者の中に、インド人の世界的指揮者ズービン・メータ氏がいた。彼は、音楽監督を務めているイタリアのフィレンツェ歌劇場日本公演のために来日していたが、震災によりフィレンツェ市から帰還命令があり、公演は中止となったため、日本を離れざるを得なかった。しかし、彼の強い要望から休暇を返上して単身再来日し、4月10日にNHK交響楽団とのチャリティーコンサートを東京で行った。演奏曲目はJ.S.バッハ「G線上のアリア」とベートーヴェン「第九」。開演前、メータ氏が被災者に対する励ましの挨拶と、会場の聴衆と楽団員全員による黙祷が行われた。「G線上のアリア」の演奏後はメータ氏の希望で拍手なし。「第九」は、史上稀な名演と評されるほどの緊迫感と表現力で聴衆を圧倒した。この演奏はNHK-B Sでも放送され、被災地にも届けられている。彼は、これにとどまらず、ドイツでも同じプログラムでチャリティーコンサートを行っている。東京での演奏会から1ヶ月経たない5月2日、ミュンヘンを代表する3つの世界的なオーケストラの合同による演奏会が、彼の希望によって実現した。

メータ氏は、母国インドが震災に遭ったときもチャリティーコンサートを行い、人々に勇気と希望を与えるため、積極的に活動してきた。そして、今回の震災では、惨状を目の当たりにしたにもかかわらず、離日したことが心残りだったとのこと。「音楽家には勇気と希望を与える義務がある」との信念から、短期間にもかかわらず、大きなコンサートを実現させた。山下氏と佐渡氏も、苦悩した中でメータ氏の信念と同じ結論に辿り着き、積極的に活動を続けている。

被災地から1,000 km以上離れている地で生活している者に何ができるか。義捐金に僅かな金額しか回せないことや、実際にボランティアとして現地で活動していないことに、多少の後ろめたさを感じる自分が自分自身の気持ちにはあった。しかし、3人の指揮者から見てきたことは「自分が持てる力」で支援していくことが重要であるということ。それが大きかろうが小さかろうが、「自分できる範囲内」で継続することが、復興支援には必要なのであろう。

## ズービン・メータ 『第九』 ~復興支援演奏会 in ミュンヘン~

### Benefizkonzert für die Erdbebenopfer in Japan

Eine Initiative des Bayerischen Staatsorchesters, der Münchner Philharmoniker und des Sinfonieorchesters des Bayerischen Rundfunks mit Unterstützung der Süddeutschen Zeitung

11.3.11

Zubin Mehta

Beethoven

Symphonie Nr. 9 d-Moll

2. Mai 2011  
20 Uhr

Philharmonie  
im Gasteig

ズービン・メータ (指揮)

バイエルン国立管弦楽団

ミュンヘン・フィルハーモニー管弦楽団

バイエルン放送交響楽団

バイエルン国立合唱団 ミュンヘン・フィルハーモニー合唱団 バイエルン放送合唱団

アニヤ・カンペン(ソプラノ) リオバ・ブラウン(アルト)

クラウス・フロリアン・フォクト(テノール) ミヒャエル・フォッレ(バス・バリトン)

曲目 J.S. バッハ: 管弦楽組曲第3番ニ長調 BWV1068 より「アリア」

ベートーヴェン: 交響曲第9番ニ短調 op. 125 「合唱付」

レーベル: Naxos Japan ASIN: B0052DCH60

※このアルバムによる収益は日本赤十字社を通じて東日本大震災の被災地へ寄付されます。



## ご相談窓口：協会の地区別連絡先

地区	管轄地区	上段：地区長 下段：嘱託登記アドバイザー	地区長事務所・地区事務所
岩国	山口地方法務局 岩国支局管轄内	尾崎 友浩 田村 直久	〒741-0061 岩国市錦見8丁目28-1 TEL 0827-43-2261 FAX 0827-43-2246
柳井	山口地方法務局 柳井出張所管轄内	平井 敏生 東 章	〒742-2106 大島郡周防大島町大字小松1553-2 TEL 0820-74-2365 FAX 0820-74-4521
周南	山口地方法務局 周南支所管轄内	林 弘 宮崎 晴雄	〒745-0621 周南市大字原116-1 TEL 0833-91-1784 FAX 0833-91-1765
防府	山口地方法務局 山口本局管轄のうち防府市	林 俊男 阿部 次男	〒747-0811 防府市車塚町8-18 TEL 0835-22-1425 FAX 0835-22-4555
山口	山口地方法務局 山口本局管轄のうち山口市	渡邊 英雅 澤田 誠	〒753-0011 山口市宮野下2893-1 TEL 083-928-8331 FAX 083-928-8332
萩	山口地方法務局 萩支局管轄内	三好 一敏 伊藤 正典	〒758-0071 萩市大字瓦町16 TEL 0838-25-3442 FAX 0838-26-0122
宇部	山口地方法務局 宇部支局管轄内	藤井 明彦 松永 秀治	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目2-45 TEL 0836-37-0778 FAX 0836-37-0883
下関	山口地方法務局 下関支局管轄内	清水 浩二 高田 吉雄	〒759-6604 下関市横野町1丁目9-43 TEL 083-258-3081 FAX 083-258-3586
		地区事務所 事務員：水本親子	〒750-0007 下関市赤間町9-8 山一ビル2F TEL 083-234-5401 FAX 083-234-5402

## 編集後記

○公益移行を果たしてまだ半年も経っていませんが、新しい定款・諸規則集の編集や、理事会などの会議と資料作成等々…そこにこの「みちしるべ」の作成作業。個人的には、初めての機関誌編集ということもあり、頭の中が煮えくりかえった状態で業務に携わっておりました。そして、担当理事の方々にご迷惑をお掛けしつつも、何とかここまで辿り着けました。協会内外でご協力いただいた皆様に、この場ではありますが、御礼申し上げます。○全公連49協会のうち、公益移行を果たしたのは内閣府申請3協会と県申請の山口協会の計4協会。(平成24年2月末現在)他協会でも、申請を済ませ審議会の答申を待っている協会があり、今年中にも公益法人に移行する協会が増える見込みです。○約3年ぶりの「みちしるべ」発刊。その間、協会ではいろいろな事がありました。地籍調査の入札に参加し落札、萩市での14条地図作成業務では筆界未定地なしという結果を出すなど…現在、周南市で行われている14条地図作成業務を受託し、その他の入札参加も行っています。また協会では、公益目的事業へ邁進するために、官公署の方々に業務について提案させていただくための検討を重ねていく方針です。○皆さんご存知通り、「なでしこジャパン」が旋風を起こしています。昨年のW杯初優勝から始まり、ロンドン五輪予選通過、そして3月のアルベルガ杯準優勝。ロンドン五輪での金メダル獲得に期待がかかります。私の「大和撫子」のイメージは、優雅でおしとやかで…という感じでしたが、本来の意味は「可憐で繊細だが心は強い」日本女性だとのこと。なるほど、あれだけの粘りを見せるあたりは「心が強い」からだ納得しました。彼女たちの活躍は、震災で大きな痛手を負った日本人に対して希望と勇気を与えているだけではなく、「日本は必ず復活する」とのメッセージを世界に発信しています。支援していただいた世界中の人たちのためにも、日本は復活して、恩に報いなければなりません。○山口県のサッカーといえば、「レノファ山口」。こここのところJFL昇格まで、あと一歩のところまで足踏みしていますが、今年は監督が代わり、選手も新しい顔が増えています。今年こそは…。

### ■お気軽にご相談下さい。

公益社団法人

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒753-0042

山口市惣太夫町2番2号

TEL 083-923-5115 FAX 083-923-5165

ホームページ：<http://www.saikyo.or.jp/koushoku/>